

フルオロカーボン対策小委員会の設置について

平成 13 年 7 月 9 日
地球環境部会決定
令和 7 年 12 月 15 日改正

中央環境審議会議事運営規則（平成 13 年 1 月 15 日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第 8 条第 1 項及び第 4 項の規定に基づき、次のとおり決定する。

1. 中央環境審議会地球環境部会に、議事運営規則第 8 条の小委員会として、フルオロカーボン対策小委員会を置く。
2. フルオロカーボン対策小委員会は、フルオロカーボンの排出抑制対策の在り方について調査審議する。
3. フルオロカーボン対策小委員会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、部会長が指名する。
4. フルオロカーボン対策小委員会の決議は、部会長の同意を得て部会の決議とすることができる。